

総合評価落札方式の運用ガイドラインにおける「より同種性の高い工事」の設定例について

国土交通省国土技術政策総合研究所

1. はじめに

国土技術政策総合研究所では、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の実施状況等を分析・評価し、総合評価落札方式の制度設計や運用方法の改善に関する研究を行っている。

「国土交通省直轄事業における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下「新しい運用ガイドライン」という。）が平成25年3月に改正され、工事の品質確保・向上を目的として、入札参加企業あるいは技術者に対し「より同種性の高い工事」の施工実績を求め、技術的観点からより適切な総合評価を行うこととしている。

本稿では、技術的資料としての設定例の一部を紹介する。

2. 「より同種性の高い工事」の評価の考え方

「新しい運用ガイドライン」では、入札

参加企業あるいは技術者の能力を評価する項目の一つとして、過去15年間の「より同種性の高い工事」の工事実績（一定の工事成績評点に満たない実績は認めない。）を従来の同種工事実績より、優位に評価することとした。

また、技術者の能力を評価する基準を、同種工事実績の現場での立場によって評価を変え、工事の品質確保の職責を担う監理（主任）技術者の経験については、より高い評価が出来るものとした。（表－1参照）

これらにより、企業・技術者の経験値から更なる工事の品質確保・向上が期待出来ると考えられる。

3. 「より同種性の高い工事」の設定例

「より同種性の高い工事」の設定にあたっては、従来からの同種条件設定例に加え、発注量が増加している工事など、新たに13工種について、新規に設定例を作成した。

表－1 「評価項目・評価基準」の設定例

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等	「より同種性の高い」工事	評価（高）
	同種性が認められる工事	－
技術者の能力等	「より同種性の高い」工事において監理（主任）技術者として従事	評価（高）
	「より同種性の高い」工事において現場代理人あるいは担当技術者として従事、または同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者として従事	評価（中）
	同種性が認められる工事において現場代理人あるいは担当技術者として従事	－

「より同種性の高い工事」の条件設定にあたっては、分類した具体例を引用しやすくするため、構造、形式、規模、制約条件、その他等に分類して列挙した。

また、規模条件や特殊な条件については、検索や確認が可能なCORINSを基本とした。求める条件の全てはCORINSで把握できないことも想定され、その場合は別途実績を証明できる資料を求めるものとした。

また、条件を超える過大な実績は求めないこととしている。

図-1にコンクリート擁壁（新規設定工種）の設定例を示す。

設定例は、参考とするための目安を示すものであり、具体の工事においては、当該工事の現場条件や設計条件、技術的特性、地域特性等を考慮して、案件ごとに適切に

設定するものとしている。

4. 終わりに

総合評価落札方式は、公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて変化してきている。

国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等をモニタリング・評価するとともに、必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要があるため、「より同種性の高い工事」の設定例についても同様に、適正な運用のあり方について検討を継続する所存である。

※「より同種性の高い工事」の設定例HP URL:<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/theme01.html>

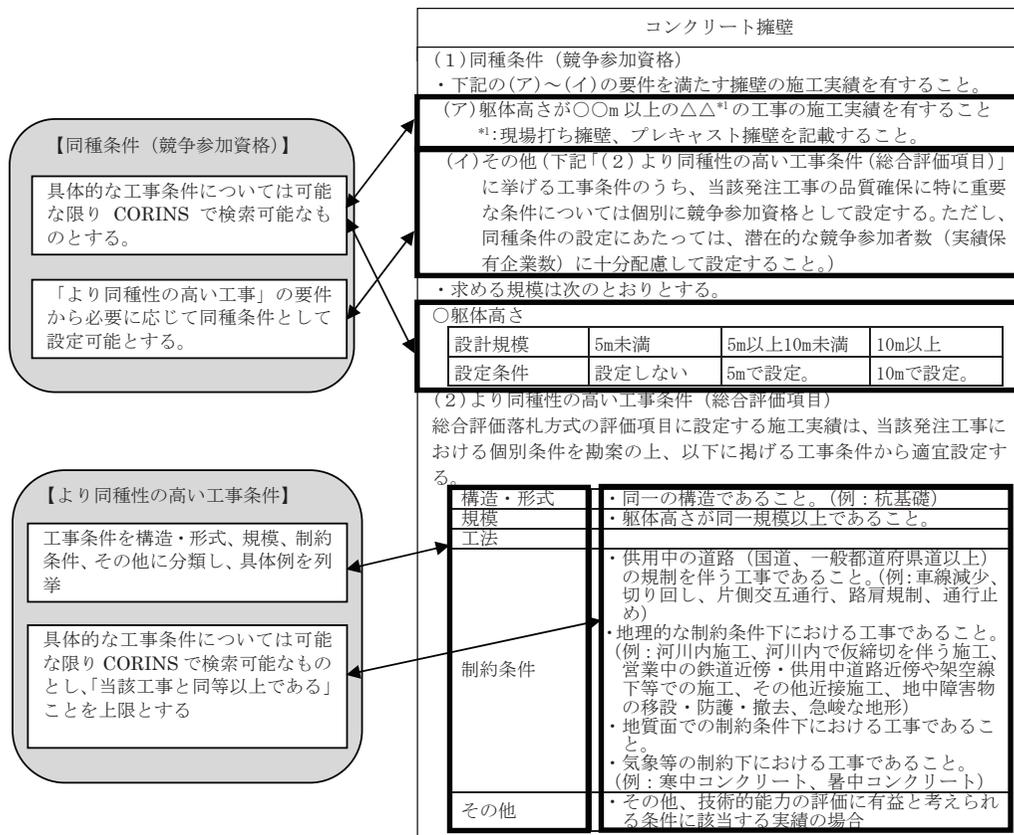


図-1 「より同種性の高い工事」の設定例 コンクリート擁壁（新規設定工種）